

祭祀

014051-000-9

特16-776

祭祀

野上 雄治/編

M42

ABB-0306



260  
345

神靈鎮祭の詔

朕恭惟 太祖創業崇敬 神明愛撫蒼生祭政  
一致所由來遠矣 朕以寡弱夙承 聖緒日夜  
怵惕懼天職之或虧乃祇鎮祭 一天神地祇八神  
暨 列皇神靈千神祇以申孝敬庶幾使億兆有  
所矜式

御名 御璽

明治三年正月三日



## 緒言

人類相集つて國を爲すは各國皆な同じこいへども國民皆な同祖の血統たる親子兄弟の至情を以て組織せし國は獨り我國のみなり此の特有の美風良俗は絶て他邦に其の比を見る事なし抑も親として其の子を思はざるはなく子として其の親を慕はざるはなく子の親に孝を盡し親の子を親愛する實に其至情に發する自然の天則にして此を統治するに祭を本とす祭政一致の語茲に至りてか存す依て余淺學菲才を顧みず氏神産土神の起原及び大祭祀日の典故は是れ國家の基礎たる事を詳記し以

て童蒙婦女の爲に弘く世に之を頒たんとす願はくは讀者夫れ之れを諒せよ

明治四十二年六月一日

編者識

# 祭祀目次

- 神國神孫
- 神社の起原
- 神道の起原
- 皇室祭祀令
- 大祭祀日
- 神社祭典

祭 祀  
 皇 國  
 神 孫  
 天 地  
 萬 物

祭 祀



野 上 雄 治 編

我皇國は海外萬邦に卓越たる神聖の一樂邦土にして抑天  
 地和發の時天御中主神高皇產靈神神皇產靈神の三神顯は  
 れ給ひて天地を創造し萬物を化生し玉ふこれ則ち天地萬  
 物の靈に坐しまして次に伊弉諾命伊弉册命生坐してこの  
 造化三神の仰せをうけて大地を修理固成し夫婦の道を始  
 め島の八十島國の八十國の神を生し又我々祖先たる群神  
 をも生し玉ひ此國土はその御子の天照大御神の正統によ

りて統率せらるゝが故に國を神國といひ人は神孫なるの  
謂を以て敬神愛國の情も他邦に其比を見ず

### 神社の起原

抑我國上代に溯りて氏神産土神の起原を尋ぬるに諾冊二  
柱の神の萬神を生産して萬物萬事萬方を分掌せしめ玉ひ  
大國主神はその御子十五柱を四方國に頒遣して専ら蒼生  
に恩賴を蒙らしめ玉ひしは各地守護の神を祭祀奉鎮する  
の起元なるべし而して又上古天照大御神の御孫天孫瓊々  
杵尊降臨ありてこの國土に大君ご臨ませられ次いで神武  
天皇の帝都を大和國に奠せらるゝに當り天降の昔より陪  
從し來りたる八十伴の群神の裔各々又其家をなし彼の豊

葦原の草茫たる土地を拓き地方々々に一族團體をなし區  
域を定め氏族團結をひらき則ち最初の其祖先夫婦の二神  
より數人の子を生し其兄弟の子孫また漸次繁殖し家を分  
ち戸を別にし次第に廣まり遂に一郷一村の團體を成形し  
其一族の本末主領長幼の秩序を正し郷村は淳手たる温き  
氏族を作り教育をなし其最初の元祖たる父母の靈を推し  
立て氏神と祭り之を團體の中央主尊と崇め恭順一和おの  
づから敦厚の化行はれたる事にてこれを氏神と稱し現今  
に至りても其區域内に居住する者は職業の如何を問はず  
何人を論ぜず其地の神社の氏子たる義務を生ずる所以茲  
に起因するものなり

又産土神の言たる其意義宇布は初生にて誕生の由をいひ須奈は土地の意にして則ち宇布須奈は人々の初めて生れし土地の義なり其土地主宰の精靈を産土神と祭る事にて太古諸神が國土を開造せらるゝにつき或は土地を拓き沼澤を治め開墾拓殖親しく勞に復し其深く凝せられし精神永く其土に留まり靈徳顯著にして土地人民を擁護し而して之に彼の造化の神の立靈が土地の百物人類鳥獸草木菜禾等の微末にまでも行き亘り生々化育の神業を施し玉ふ事なり故に延喜式の祈年祭等に野菜を生々發育せしめ玉ふ神靈を御縣神といひ木材を生し玉ふ神靈を山口神と有る如く其御靈は譬へば井を掘りて水のあらざる所な

きが如く各地に充實して坐ますことにてこれ今各地鄉村の人民が吾身の生栖存在して行く本を崇めて之を産土神と稱へて祭祀する所以なり

神道の起原

我國にありては都鄙町村を問はず鎮座の神社は凡そ官國幣社府縣鄉村社の別ありこいへども國民一般神祇を奉齋するを旨とする事は天孫邇々杵命を降臨の時に方り天照大神三種の神器を授け寶祚の無窮を祝し給ひ殊に御手寶鏡を捧持し玉ひて

葦原千五百秋之瑞穂國是吾子孫可王之地也  
宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣

特に

吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡

宜ひ次で天津神籬を授けて祭祀の大禮を教へ玉ひ太祖神武帝に至り日向を發し天神地祇を祭り遂に向ふ所の豪賊を平げ都を大和の橿原に奠せ玉ふ時に

我が皇祖の靈や天より降臨して朕が躬を光助し今諸虜已に平ぎ海内無事なり以て天神を郊祀して大孝を申すべし

さて乃ち鳥見の山中に靈時を建て皇祖天神を祭り玉へり

### 祭祀

皇祖は歴代天皇の御身の上に對し孝道を明示し且つ臣民

の上にて對しては忠貞の道を諭し玉ひたりしを以て爾來皇室國家に事あるときは先づ之を神社に告げ或は其冥助を祈り事濟めば又其旨を告げて報賽し玉ひ伊勢大神宮に齊き奉れる皇祖を始め奉り官國幣社及靖國神社別格官幣社以下府縣鄉村社等の神靈を追慕崇敬し忠孝の道を盡され即ち報本反始の至誠を申ふる靈場なれば官國幣社へは御祭典の當日勅使を立てられ幣帛を奉らしめ給ひ府縣鄉村社へも其維持の確定せし神社へは勅令を以てそれ帛料神饌料を奉るべき旨御發布に相成り又皇室に於せられても皇室祭祀令を制定せられ遺憾なく祖宗神明に對する祭祀の典を厚ふせられ大祭には天皇陛下は皇族及官



僚を率ゐて身親祭典を行はせられ小祭には掌典長をして之を奉仕せしめ陛下は皇族及官僚を率ゐて御禮拜遊ばす御規定にてかくまで神祇を尊はせられ祖宗を崇敬あらせらるゝ大御心を心として神國の臣民たる者は大本をわすれざる様誠意をつくし朝廷の御趣旨をまもりて帝國の祭日ご定められたる歴面に掲げられし四方拜紀元節天長節を始めとし大祭日及産土神社等の祭典には家々國旗を掲げ一戸一人は必ず其家族を代表して其式場に参列し祭典に與り共同一致を旨として嚴肅なる式典を行ひ海外萬邦に卓越たる我皇國の美風を保持し以て國民の義務を全ふすべき事なれば皇室祭祀令を始めとし三大節大祭日神

社に於て行はる祭典等の事を次第を逐ふて左に記載せん

皇室祭祀令

明治四十一年九月十八日

皇室令第一號

皇室祭祀令

第一章 總 則

第一條 皇室の祭祀は他の皇室令に別段の定めある場合を除くの外本令の定むる所による

第二條 祭祀は大祭及小祭とす

第三條 祭祀附式の定むる所により之を行ふ

第四條 天皇喪にある間は祭祀に御神樂及東遊を行はず  
第五條 喪にあるものは祭祀に奉仕し又参列することを得ず但特に除服せられたる時は此限にあらず

第六條 祭祀に奉仕する者は大祭には其當日及前二日小祭には其當日齋戒すべし

第七條 陵墓及官國幣社奉幣に關する規程は本令又は他の皇室令に別段の定めあるものを除くの外宮内大臣勅裁を経て之を定む

### 第二章 大祭

第八條 大祭には天皇皇族及官僚を率ゐて親祭典を行ふ天皇喪に在り其の他事故あるときは前項の祭典は皇族

又は掌典長をして之を行はしむ

第九條 大祭及其日の期日左の如し

- 元始祭 一月三日
- 紀元節 二月十一日
- 春季皇靈祭 春分日
- 春季神殿祭 春分日
- 神武天皇祭 四月三日
- 秋季皇靈祭 秋分日
- 秋季神殿祭 秋分日
- 神嘗祭 十月十七日
- 新嘗祭 十一月二十三日ヨリ二十日ニ亘ル

先帝祭

毎年崩御日ニ相當スル日

先帝以前三代式年祭

崩御日ニ相當スル日

先后ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ式年祭

崩御日ニ相當スル日

第十條 式年は崩御の日より三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後毎百年とす

神武天皇及先帝祭前項の式年に當るときは式年祭を行ふ

第十一條 元始祭は賢所皇靈殿神殿に於て之を行ふ

第十二條 紀元節祭春季皇靈祭神武天皇祭秋季皇靈祭先帝祭先帝以前三代の式年祭先后の式年祭及皇妣たる皇

後の式年祭は皇靈殿に於て之を行ふ但し先帝祭は一年祭を訖へたる次年より之を行ふ

神武天皇祭先帝以前三代の式年祭先后の式年祭及皇妣たる皇后の式年祭の當日には其の山陵に奉幣せしむ

第十三條 春季神殿祭及秋季神殿祭には神殿に於て之を行ふ

第十四條 神嘗祭は神宮に於ける祭典の外仍賢所に於て之を行ふ

神嘗祭の當日には天皇神宮を遙拜し且之に奉幣せしむ

第十五條 新嘗祭は神嘉殿に於て之を行ふ  
新嘗祭の當日には賢所皇靈殿神殿に神饌を奉らしめ且

神宮及官國幣社に奉幣せしむ

第十六條 新嘗祭を行ふ前一日綾綺殿に於て鎮魂の式を行ふ但し天皇喪に在るときは之を行はず

第十七條 新嘗祭は大嘗祭を行ふ年には之を行はず

第十八條 神武天皇及先帝の式年祭は陵所及皇靈殿に於て之を行ふ但し皇靈殿に於て祭典は掌典長之を行ふ

第十九條 左の場合に於ては大祭に準じ祭典を行ふ

- 一 皇室又は國家の大事を神宮賢所皇靈殿神殿神武天皇山陵先帝山陵に親告するるとき
- 二 神宮の造營に因り新宮に奉還するるとき
- 三 賢所皇靈殿神殿の造營に因り本殿又は假殿に奉還

するときは

四 天皇太皇太皇后太后の靈代を皇靈殿に奉還するときは

前項の規定に依り祭典を行ふ期日は之を勅定し宮内大臣之を公告す

### 第三章 小 祭

第二十條 小祭には天皇皇族及官僚を率ゐて親ら拜禮し掌典長祭典を行ふ

天皇喪に在り其の他事故あるときは前項の拜禮は皇族又は侍従をてし之を行はしむ

第二十一條 小祭及其の期日は左の如し

歳旦祭 元月一日

新年祭 二月十七日

賢所御神樂 十二月中旬

天長節祭 毎年天皇ノ誕生日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

先后例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ例祭 毎年崩御日ニ相當スル日

綏靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル 歴代天皇ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

第二十二條 前條の例祭は式年祭に當るときは之を行は

ず

第二十三條 歳旦祭祈年祭及天長節祭は賢所皇靈殿神殿

に於て之を行ふ

歳旦の當日は之に先だち四方拜の式を行ひ祈年祭の

當日には神宮及官國幣社に奉幣せしむ但し天皇喪に在

り其の他事故あるきは四方拜の式を行はず

第二十四條 賢所御神樂は賢所に於て之を行ふ

第二十五條 例祭及式年祭は皇靈殿に於て之を行ふ但し

例祭は一周年祭を訖りたる次第より之を行ふ

第十條第一項の規定は前項の式年に之を準用す

第二十六條 皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親

王妃内親王王妃女王の靈代を皇靈殿に遷すときは小祭

に準じ祭典を行ふ此の場合に於ては特旨に由るの外拜

禮を行はず  
前項の規定に依り祭典を行ふ期日は之を勅定す  
附二式六新  
第一編以下略す

### 大祭祀日

四方拜 一月一日

肇歳の大典なる四方拜の御事は何れの御代にはじまりしが詳かに知る事能はざれども最も古く行はれたる御式にして明治の御代となりては毎歳此日天皇陛下には午前五時三十分庭上設けの座に出御あらせられ

先づ南に向て

伊勢内宮 天照大御神

伊勢外宮 衣食の神に坐す豊受姫命

次に北に向て

氷川神社 武藏國の一の宮素盞鳴命を祀れる即ち皇城

次に東に向て

鹿島神宮 建雷槌命を祭る

香取神宮 經津主命を祭る

次に西に向て

賀茂上社 別雷命を祭る

賀茂下社 玉依姬命及建角身命を祭る 京都の産土神

次に

天神 天祖の神胤

地祇 素盞鳴命の神胤

山陵 歴代の御陵以下

賢所 天照大御神が吾を視るが如くすべしと宣り給ひ

皇孫尊に授け給ひける神鏡を崇神天皇の御宇に模

造し玉ひ之を奉安せしめ玉ふ所の御殿

皇靈殿 歴朝の皇靈以下を奉らせ玉ふ所の御殿

神殿 八神並に天神地祇を奉らせ玉ふ所の御殿

まつぎくりに御拜禮遊ばさるゝ事と傳承すされば國民た

るものは兩陛下を始め神々及祖先の靈々拜禮して聖天子  
の垂れさせらるゝ模範を仰ぎ其本に報ずることを心掛け

元始祭 一月三日

此日宮中に於て賢所皇靈殿神殿を御親祭あらせられ天津  
日嗣の本始を祝して歳首に之を祀り給ふ義なるを以て元  
始祭と稱す因て國民は此大典を遵奉し最寄神社へ參拜し  
て共に奉祝すべき日なり

孝明天皇祭 一月三十日

孝明天皇は仁孝天皇第四の皇子にましまして神武天皇よ  
り百二十代の御系統にして御世數にては六十九世なりす

なはち今上陛下の御父帝に坐しまして天保二年六月十四  
 日御降誕弘化四年九月二十三日御即位慶應二年十二月二  
 十五日御崩翌三年正月十一日後月輪東山陵に葬り奉る聖  
 算三十七御在位二十一年なりその僅にして王政復古にあ  
 ひ玉はざりしは遺憾なれども御在位中叡慮を碎きたまひ  
 て天下今日維新更正の聖世に逢ひ文明開化の治に浴する  
 を得るものなり其皇恩大なりといふべし且其の十二月二  
 十五日は太陽曆に御改正によりて今は一月三十日となる  
 紀元節 二月十一日  
 神武天皇は天照大御神より御五代の御子に坐して日向國  
 高千穂の宮にありて御年十五の時立て太子となり年四十

五歳の時に及て宣ふ中州に臨みて普く天下を治めんを兄  
 君並に皇子群臣を従へ東をさして行幸し玉ひ長髓彦の叛  
 を討し皇軍利あらず依て天神地祇を祭り遂に向ふ所の強  
 敵を滅し茲に至りて海内を平定し己未の年三月七日令を  
 下して都を畝傍山の東南橿原の地に奠め帝居を經營し春  
 正月元日を以て即位の禮を行ひ辛酉の歳を以て元年と定  
 め紀元を立て給ひたる日出度日なるを以て紀元節と稱す  
 されば御改暦の後正月元日御即位の日を二月十一日とし  
 三大節の一と定められたる事にして實に二千五百六十有  
 餘年天位綿々皇威赫々たるもの固より偶然にあらざれば  
 臣民たるものその聖徳大業を追想して銘々國旗を掲げ大



日本の萬歲帝國の萬歲を唱して祝し奉つるべきことなり  
皇靈祭 三月春分の日 九月秋分の日

歴代の皇靈以下の御正辰に當る日を年中兩度に區別して  
春季祭は春分の日秋季祭は秋分の日御親祭あらせられ以  
て大孝を申へさせ玉ふ所の盛典なり國民たる者此日を以  
て祖先の靈を祭り以て均しく追孝の典を行ふべき事なり  
神武天皇祭 四月二日

人皇第一代神武天皇は豊葦原瑞穗國則ち我日本帝國を平  
定して天祖より繼承せられし所の皇基を恢弘し玉ひ壬寅  
年正月皇子神淳名河耳尊を以て皇太子に立てたまひ御年  
七十六丙子の年三月十一日天皇崩御御寶算百二十七年即

ち是を大和國畝傍山東北の御陵に葬り奉つる改曆により  
三月十一日は四月三日に更定となり明治四年より此祭典  
を始めらる當日は萬世無疆の鴻業を開せられたる大祖の  
正辰なれば其聖徳を追尊し奉拜以て臣民の誠意を盡すべ  
きなり

神嘗祭 十月十七日

此神嘗祭は從來九月十七日に行はせられたるが改曆の結  
果月を十月に改め日取は十七日を用ひさせ玉ふ抑も本邦  
は豊葦原瑞穗國と稱し天祖嘉穀を以て蒼生の食となし玉  
へる緣由により先づ十月十六日伊勢外宮豊受宮同十七日  
内宮皇大神宮に本年の新穀を供し御祭典を執行せらるゝ

日なり禾食は外宮に鎮座豊受姫命の御主宰にして又之を天照大御神の皇孫に授けたまひし御神恩の深きを思ふべき事ならずや

天長節 十一月三日

三大節の一なる此節會は人皇五十代光仁天皇の御宇寶龜六年九月天皇宣はく十月十三日はこれ朕が生れたる日此辰の至る毎に内外百官に晡宴を賜ふごありて夫れより後ち御歴代にこの慶賀ありごこれを以て今上陛下は嘉永五年九月二十二日京都御所に於て御降誕坐しまして明治元年戊辰の八月二十二日御即位の御大禮を行はせられ寶龜の御例により九月二十二日を以て群臣に晡宴を賜ひ爾來

この日を天長節と定められしが明治六年御改曆により十一月三日と改定あらせられたる此上もなき佳辰なれば天下億兆の民皆な悠久に此大禮を祝し奉るべき事は申すまでもなく又我々國民も此に倣ひ生誕日に當りては先づ産土神社並に祖先の靈を祭り其本に報ずるごを心がくべきごごならずや

新嘗祭 十一月二十三日

新嘗祭は大古天孫降臨あらせられたるごき高千穂の宮に於て舉行ありしに緣由し神武天皇以下歷朝繼續して變易あらせらるごごなく毎歲其年の新穀稔熟を告ぐるや必ず先づ天皇陛下親しく是を皇祖の神靈に進め給ふ御祭典

にて陛下御即位の後特に盛大に行はせたまふを大嘗會といひ又毎年の御式を新嘗祭といふ此祭を行はせらるゝにあたり先づ新嘗祭班幣あり然して又式の前日鎮魂祭を行はせらる供進の新穀は各府縣の有志者より献納する精米と精粟と及び新宿御苑にて作らせたまふ米粟とを合せて供御に奉らるるは殊に神慮に適ふ所以なるべく此貢獻の爲めに農作する米穀は播種前において其田を清め農具農需を清め各府縣の有志培養收穫に至誠を凝したるものにして十月末日までに献納すれば御饌及御神酒の料として供進せらるゝ由なり實に明治の御世に生れたる人民の榮之にすぎず亦尊からずや

以上大祭祝日の概要を記し了へたれば左に神社祭典の次第を記し家庭の心得とせん

官幣社大祭

明治二十七年五月九日  
内務省訓令第二百二十七號

第一條 官幣社及國幣社の大祭は左の通り定む

- 一 祈年祭
- 二 新嘗祭

- 三 例祭
- 四 臨時奉幣式

- 五 本殿遷座

第二條 官幣社及國幣社の公式の祭祀は左の通り定む

- 一 元始祭
- 二 紀元節

- 三 大板
- 四 遙拜式

- 五 假殿遷座
- 六 神社に特別の由緒ある祭祀

第三條 府縣社以下の大祭及公式の祭祀は官幣社及國幣社に準ずべし

右訓令す

右の通り大祭及公式の祭祀を定められ大祭には奉幣使をつかはさるゝ事となり府縣社以下の神社へも大祭の中其例祭には府縣は知事郷社は郡長村社は町村長をして神饌幣帛料を供進せしめ奉祭せらるゝ事となりて普く祀典を崇行せらるゝ事なれば大祭及公式の祭祀等には國民たるもの男女の別なく一般の参拜は勿論一戸一人は必ず家族を代表し神社の祭典に與り厚く神恩に報ひ奉るべきことなり

神社の祭典

祈年祭 二月(大祭)

神武天皇の昔より御歴代最も重く行はせられたる御祭典にして之を各神社に就て奉仕せらるゝ祭日は二月の中に各社の定めにより一定せざれども本年の五穀の豊作を祀願する祭事なれば我農産國たる日本人民は共同一致を旨とし豊作を祈るべきことなり

新嘗祭 十一月(大祭)

此祭典のことは前にしるしたれども祭日は十一月の中各神社の定めにより一定せざれども二月祈年祭を行ひ豊作

を祈りたる報賽のため本年の成熟の新穀を供進する祭事

例祭 (大祭)

例祭は其神社に鎮座し奉る大神の御誕辰又は神去りし正  
辰日及び其社に創祀其他縁故深き日を以て此祭日と定め  
たるものにして神社毎に祭日は異なれども大祭の内にて  
最も重き祭典にして氏子の都合により暑氣の頃にして衛  
生に害あるごきか又は農事多端の折或は神職氏子等に差  
支等ある如き理由にて其祭日を變更することを得ざる大  
切なる御祭典の日なり

元始祭 一月三日(公式祭)

歳旦にあたり開闢元始の神恩を奉謝し國家並に人民擁護  
の神徳に答へ益々其冥助を祈る祭典なり

後月輪東山陵遙拜 一月三十日(公式祭)

孝明天皇崩御の當日なるを以て神社に於て遙拜式をなし  
地方官及一般人民は最寄の神社に於て遙拜を舉行せらる  
事なり

紀元節 二月十一日(公式祭)

神武天皇即位の當日にして即ち天皇の畝傍橿原の宮に始  
めて天下知食し良辰我帝國の紀元を定めし佳節なれば神  
社に於て遙拜の式を行ひ地方官及一般人民と共に其場合  
参して遙拜すべき日なり

畝傍山東北山陵遙拜 四月三日(公式祭)

大祖神武天皇崩御の日に當るを以て此の日全國民舉りて遙拜をなすこと孝明天皇の遙拜の式日例に同じ

大祓 六月二十日 十二月三十一日(公式祭)

地方官及神官人民一般が過犯したる枉事罪穢を祓ひ清むる事を産土大神に奏上し祓戸の大神に乞祈奉りて之を祓ひ清めて以て社會一般の福祉を冀ふ事なれば年中二季に此式を行ふなり

神嘗祭 十月十七日(公式祭)

伊勢神宮において神嘗祭の大典を行はせらるゝを以て全國各神社に於て伊勢の方に向つて大神宮を遙拜すること

總へて上章遙拜式を行ふに同例なり

参賀

一月一日 二月十一日 十一月三日には縣廳郡役所學校等に於て御眞影を奉戴し教育勅語を奉讀して奉賀式を行はる地方官及一般人民等此式場へ参列し拜賀すべき日なり  
以上記する如く我日本國は神宮を始とし氏神の鎮座したまはぬ郷村はなく産土神を齋き祭らぬ郷村はなし故に神社祭典の次第を規定し帝國祭日を定められ神祇を崇敬し祭祀を重ずるは國家禮典の大本にして皇國の美風之より

大なるはなく然るに世務追々繁く人事漸く繁に成來るに  
 したがり其の本義を忘れ常に敬神の念慮あるものも社頭  
 に詣て拜禮をなす必要なしと思ひ其心意名利管々の一片  
 馳せ大祭祝日にすら敬意を表せず或は朝夕の拜禮をも廢  
 て顧みざるもの多しこれ固より神社の朝廷に密接の關係  
 あるを知らず崇祀の治政に重大の關係あることをも悟ら  
 ざるの過失にして誤解の甚しきものに非ずや  
 凡そ人として何人といへども高位高官の面前に至りなば  
 頭を下げ敬意を表せざるは無る可し厚恩ある人に對して  
 は又其恩に謝し時々其存問をも怠らざるを思へば我が國  
 民たるもの深く此の世に栖息安居して其の生を遂るの道

理を誠み誠を盡し精を致して皇祖皇宗を始め祖先の靈を  
 祭り社頭に參拜し報本反始の心意を盡し以て人道の大本  
 を明に爲んと欲するは是れ國民臣子の本分たる所以なら  
 ずや

祭  
 祀  
 終

明治四十二年八月十日印刷  
明治四十二年八月十五日發行

定價金拾貳錢

本籍地 島根縣那賀郡西湊村大字西河内百五拾五番ノ乙地  
現住所 島根縣鹿足郡七日市村大字七日市五百六拾八番地  
著作者兼 野上雄治  
發行者

印刷者 大阪府西區土佐堀通四丁目八番地 村上龍太郎

印刷所 大阪府西區土佐堀通四丁目十二番屋敷 活版製造所 三有社印刷部



Vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is extremely faint and illegible due to the high contrast and grainy quality of the scan. Some faint vertical lines and characters are visible, but they do not form a readable message.